

令和5年度 烏取大学入学者選抜試験問題  
(前期日程)

# 小論文

(地域学部 地域学科 地域創造コース)

(注意)

1. 問題冊子は、指示があるまで開かないこと。
2. 問題は3ページ、解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚である。  
指示があつてから確認すること。
3. 解答は解答用紙（横書き）に記入すること。
4. 下書き、メモ等を試みる場合は下書き用紙又は問題冊子の余白を利用してよい。
5. 解答用紙を持ち帰ってはならないが、問題冊子及び下書き用紙は必ず持ち帰ること。

問題 次の文章は、主要農作物種子法の廃止とその反対運動について書かれたものである。この文章を読んで後の設間に答えなさい。

日本における種子の生産・流通過程は、主として2つの法律によって管理されてきた。種苗法は品種育成の振興と種苗<sup>(注1)</sup>の流通の適正化を目的とする法律で、植物新品種を保護する品種登録制度の根拠となっている。種苗法はまた、植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）の国内法であり、日本の品種登録制度が国際的な枠組みの一端を成す根拠となっている。もう1つの法律は主要農作物種子法（以下、種子法）であり、主要農作物であるイネ、オオムギ、ハダカムギ、コムギおよびダイズの種子の安定的な生産と供給を目的とし、種子の生産と供給を国の責務と定め、国と都道府県の役割を規定し、公共種子事業の存立基盤となってきた。この種子法の廃止が、2017年2月に突然、閣議決定されたところから物語は始まる。

きっかけは環太平洋パートナーシップ協定（TPP）である。2015年10月のTPP協定大筋合意以降、日本政府は、TPP成立にともなう総合的な対策について検討してきたが、農業分野においては、「攻めの農林水産業」を旗印に、農業の国際競争力の強化と輸出およびグローバル展開の拡大を主要課題と位置づけた。これはすなわち、十分な国際競争力を農業がもつことで、市場開放に耐えうるとする考え方へ沿ったものである。具体的な取組内容を定めた「農業競争力強化プログラム（2016年11月決定）」では、種子について、生産資材価格の引き下げという観点から2つの課題を指摘し、見直しを求めている。1点目は、生産資材に関する法制度や運用の合理化・効率化が不十分であるという指摘で、これは種子だけでなく肥料や農薬、機械などの生産資材全般を対象としている。2点目は、種子・種苗は戦略物資であると位置づけ、国に民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築することを求めるものであり、この項目では具体的に「こうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止するための法整備を進める」と明記されている。にもかかわらず、同プログラム公表当時は、この点については広く認識されていなかった。しかし、2017年2月に廃止が閣議決定され、それが報道されると、農業関係者や有識者の間で、急速に問題意識が醸成されるようになる。

（中略）

「日本の種子を守る会（以下、守る会）」は、種子法廃止議論を契機として形成された市民団体である。種子法廃止が閣議決定されたという報道を受け有志グループとして形成され、種子法廃止反対運動に取り組んでいた。廃止決定後の2017年7月、前身の有志グループを発展的に解消し、種子法に代わる新法制定を求めて継続的な活動を行なう団体として新たに発足し活動している。会の発足にあたっては、農協や有機農業団体、生協、産直事業体などの多くの団体の代表者が参画した。

守る会は当初より、種子法の廃止反対を活動の目標に掲げており、国会での廃止決定以降は「種子法に代わる新法の制定」を求めている。南北に細長く農業環境の多様性に富む日本の各地で主食である米や麦を安定的に生産するためには、国の管理のもと、都道府県が種子の生産と供給を管理する形が必要であると同会は主張する。同時に守る会は、種子法の廃止は多国籍企業への門戸開放であり、農家が多国籍企業に隸属する将来を招きかねないと警鐘を鳴らす。

(中略)

主要農作物種子法は1952年、戦後の食料不足に対応するべく、主要農作物の優良な品種を普及・生産することを目的に制定された。国の指導と予算措置のもと、都道府県が種子の生産と供給に主たる役割を担うが、都道府県の役割は主に、エリア内で生産を奨励する品種を選定し、その種子の生産を計画的に行ない、生産された種子の品質を審査し、種子の流通を統制することであった。

イネ、オオムギ、ハダカムギ、コムギおよびダイズは古くから利用されてきた作物であり、近代以前から篤農家<sup>(注2)</sup>による民間育種が各地でさかんに行なわれていた。しかし、20世紀初頭にメンデルの法則が再発見され、明治政府の農事試験場が人工交配による近代育種を手掛けるようになって以降、品種開発の主体は次第に農民や農村共同体から公的機関へと移った。特に第二次大戦後は、食料増産という国家的要請にこたえて、国が主導する育種組織が国内各地に適した品種開発を牽引した。

主要農作物種子事業は、第二次大戦後の食料不足への対応を目的として導入されたため、戦後、公設農業試験機関は、まず多収性品種<sup>(注3)</sup>と多収技術の開発を重視した。その結果、1960年代までには飛躍的なイネの増産が達成され、1965年にはコメの自給が達成された。しかしながら1970年代に入ると一転してコメは余るようになり、減反による生産調整が開始された。

多収性を目指す過程では、機械化による労働生産性の向上が大きく寄与した。1965年頃から田植え機が一般化すると、田植え機の使用に適した水稻苗が必要となり、従来の知見とは異なる育苗<sup>(注4)</sup>技術が必要となった。また国は1971年から「大規模共同育苗施設設置事業」を行ない、作業の省力化と苗の品質向上を目的として育苗段階の専業化を奨励した。共同育苗施設では、専任技術者が健康な苗を大量に育成し、農民に供給することができ、コスト削減や労働負荷低減につながった。と同時に、農民はタネ採りや育苗の技術や知識に疎遠になった。また機械化のコストは農家の経営を圧迫する要因ともなった。さらに機械化による労働負荷の低減は、農外就業の機会を増やし、高度経済成長期の工業発展を支える基盤ともなった。

消費サイドでは、高度経済成長を経て、消費者の食生活や価値観が多様化し、食味や品質がより重視されるようになった。またコメ余りのなかで、次第に消費が生産の動向に影響を及ぼすようになった。都道府県の農業試験場のミッションは、徐々に食料供給から“売れるコメづくり”へとシフトし、農業団体と一緒に、産地間競争を制するための独自品種の開発に注力する傾向が拡大した。秋田県が開発した品種「あきたこまち」の市場における成功は1つのモデルを示した。

(中略)

これらの結果、ブランド品種の作付けが全国的に広まるようになり、イネの作物多様性は大幅に減少した。明治初期には約4000種類が栽培されていたイネの品種は、平成17年には88品種（作付面積500ha以上）へと激減しており、かつ、日本で栽培されるイネの3分の2がコシヒカリまたはコシヒカリの系統である上位4品種で占められている。

- (注1) 植物の苗と種
- (注2) 農業に携わり栽培研究や農業の奨励に熱心な人
- (注3) 収穫量が多い特性をもった農作物の品種
- (注4) 苗を育てること

(出典：田村典江「種子を共的世界に取り戻すことは可能か—コモン化（commoning）の視点から」西川芳昭編著『タネとヒト—生物文化多様性の視点から』pp. 227-245. 農山漁村文化協会. 2022年刊. なお、出題にあたり文章の主旨を変えないかたちで、小見出し、本文の一部ならびに脚注を省略した。また、一部の用語についてルビと注を付記した。)

問1) 課題文の内容から、政府と「日本の種子を守る会」双方の主要農作物種子法廃止についての主張を300字以内に要約して述べなさい。

問2) 米に限らずあなたが普段食べている食材・農作物は、課題文にあるようにグローバル化やそれに対応する国内制度と関連しており、また、その他の様々な問題の影響を受けています。あなたの知っている食材・農作物を一つ挙げ、その食べ物がどのような社会的課題（高齢化や戦争など）、環境的課題（環境破壊や持続可能性など）または地域的課題（人口流出や耕作放棄地の増加など）と関係しているかを説明したうえで、その課題をどのように解決していくべきか、あなたの考えを800字内で述べなさい。